

**サイクリングしまなみ2026実施準備業務委託
企画提案コンペ 実施要領**

本要領は、サイクリングしまなみ実行委員会がサイクリングしまなみ2026実施準備業務を委託するにあたり、企画提案を広く募集し、総合的な審査により受託者を選定するために必要な事項を定めるものである。

1 委託業務名称

サイクリングしまなみ2026実施準備業務

2 委託業務の内容等

(1) 委託業務の内容

サイクリングしまなみ2026実施準備業務委託仕様書のとおりとする。

(2) 履行期間

契約締結の日から令和8年3月31日（火）まで

(3) 委託料上限額

3,700,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

3 使用する言語、通貨及び単位

(1) 言語

日本語

(2) 通貨

日本国通貨

(3) 単位

日本の標準時及び計量法(平成4年法律第51号)に定める単位

4 参加資格

本業務に関する参加者は、次に掲げる条件を全て満たす者とする。

(1) 愛媛県競争入札参加資格者登録名簿に登録されていること、もしくは企画提案コンペ時までに登録が予定されていること

(2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定のいずれにも該当しない者であること

(3) 公募開始の日から契約締結日までの間のいずれの日においても、愛媛県の指名除外を受けていない者であること

(4) 銀行取引停止処分を受けていない者であること

(5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること

- (6) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団若しくは暴力団員の統制の下にある団体ではないこと
- (7) 公道を使用するサイクリング大会について、過去3年間に企画・運営した実績を有すること

注) 共同企業体で参加する場合、上記(1)～(6)については、共同企業体を構成する全ての者において満たす必要がある。

5 応募の手続

(1) 担当窓口

担当窓口：サイクリングしまなみ実行委員会

今治現地本部（愛媛県今治支局総務県民室内）

住 所：〒794-8502 愛媛県今治市旭町一丁目4番地9

電話：(代表) 0898-23-2500 (内線) 382 FAX：0898-24-1586

電子メール：ima-soumu@pref.ehime.lg.jp

(2) 実施要領の配付

ア 期間

令和7年5月8日(木)から5月15日(木)まで

イ 配付方法

実施要領については、愛媛県ホームページの「入札・発注情報」に掲載するほか、上記(1)担当窓口において配付する。

注) 上記(1) 担当窓口で受け取る場合は、上記アの期間中、平日の午前9時から午後5時（正午から午後1時までを除く。）までとする。

(3) 参加希望書等の提出

ア 提出書類

(ア) 企画提案コンペ参加希望書【様式1】

(イ) 会社概要及びサイクリング大会企画・運營業務に関する実績票【様式2】

注) 共同企業体で応募する場合は、共同企業体の構成員全員分の参加希望書【様式1】及び実績票【様式2】を提出すること。また、共同企業体の代表者及び構成員の役割分担についての資料も提出すること（様式任意）。

イ 提出期限

令和7年5月15日(木) 午後5時まで(必着)

注) 持参する場合は、平日の午前9時から午後5時（正午から午後1時までを除く。）までとする。

ウ 提出方法

持参又は郵送とする。

なお、郵送の場合は受付期間内に必着とし、発送後であっても未着の場合は、期間内の提出がなかったものとみなす。

エ 提出場所

上記（１）担当窓口

（４）実施要領等に関する質問票の提出

実施要領等に関する質問がある場合は、実施要領等に関する質問票【様式３】により受け付ける。

ア 受付期間

令和７年５月８日（木）から５月１５日（木）午後５時まで（必着）

イ 提出方法

（ア）電子メールで提出すること

（イ）送信先アドレス：ima-soumu@pref.ehime.lg.jp

（ウ）件名を『サイクリングしまなみ2026実施準備業務に関する質問』とし、送信後速やかに、上記（１）担当窓口（送信先）に電話（（代表）0898-23-2500（内線）382）で着信確認を行うこと

ウ 回答方法

（ア）参加希望書【様式１】の提出があった者からの質問のみを回答対象とする。

（イ）上記（ア）の質問については、参加希望書【様式１】の提出があった全ての者に対し、参加希望書に記載された連絡先に電子メールで回答する。ただし、質問又は回答の内容が、質問者の具体の提案内容に密接に関わるものについては、質問者に対してのみ回答する。

エ その他

受付期間以外の質問については、いかなる理由があっても回答しない。

（５）企画提案書の提出

参加者は、次により企画提案書を提出するものとする。

なお、提案数は、各者（共同企業体）１つとする。

ア 提出期限

令和７年５月３０日（金）午後５時まで（必着）

イ 提出方法

持参又は郵送とする。

なお、郵送の場合は受付期間内に必着とし、発送後であっても未着の場合は、期間内の提出がなかったものとみなす。

ウ 提出場所

上記（１）担当窓口

エ 提出書類

資料１「サイクリングしまなみ2026実施準備業務委託企画提案書作成要領」に定める書類

オ その他

（ア）提出された書類については、再提出の場合を除き、返却しない。

（イ）企画提案書の再提出は、上記アの提出期限内に限り認める。

なお、企画提案書の部分的な差替えは認めない。

(ウ) 企画提案書を取り下げる場合は、取下げ願い書【様式4】を提出するものとする。

なお、企画提案書提出期限後から契約締結までの間に参加資格の条件を満たさなくなった場合にも、取下げ願い書を提出するものとする。

また、取下げ願い書の提出があった場合でも、提出された書類は返却しない。

(エ) 本提案に要する一切の費用については、提案者の負担とする。

(オ) 提出期限までに企画提案書を提出しない者は、辞退したものとみなす。

(6) 企画提案の無効

次のいずれかに該当する企画提案は、無効とする。

- ア 民法（明治29年法律第89号）第90条（公序良俗違反）、第93条（心裡留保）、第94条（虚偽表示）又は第95条（錯誤）に該当する提案
- イ 誤字、脱字等により必要事項が確認できない提案
- ウ その他、企画提案公募に関する条件に違反した提案

6 業務予定者の選定方法

(1) 資料2「サイクリングしまなみ2026実施準備業務委託企画提案コンペ審査基準」に基づき審査を行い、業務予定者を選定する。

なお、2(3)の予算上限額を超えた場合は、審査対象とはならないものとする。

(2) 審査は、「サイクリングしまなみ2026実施準備業務予定者選定委員会」（以下「選定委員会」という。）において行う。

(3) 審査は、企画提案書をもとに、書面による審査とする。

7 業務予定者の選定

(1) 選定委員会の審査の結果、最も優れた提案として評価した上位1者（共同企業体）を、業務予定者として選定する。

(2) 選定結果は、次のとおり各提案者に通知する。

ア 通知日：令和7年6月3日（火）予定

イ 方法：参加希望書に記載された連絡先に電話又は電子メールで行う。

8 契約

(1) 契約の締結

選定委員会の審査の結果、最も優れた提案として評価した業務予定者と提出された企画提案書を参考に協議を行い、協議が整った場合に、契約担当職員が別途定める予定価格の範囲内で、契約を締結する。この協議の際、提出された企画提案書の内容等について一部変更する場合がある。

また、業務予定者と協議が整わない場合にあつては、次点の提案として評価した者と協議の上、契約を締結する場合がある。

(2) 契約条項等

別に定める委託契約書（案）のほか、愛媛県会計規則（昭和45年規則第18号）の規定に準じることとする。

(3) 契約保証金

愛媛県会計規則第152条の規定により契約金額に10分の1以上を乗じた額の納付を必要とする。ただし、同規則第154条の規定に該当する場合には免除する。

9 公正な企画コンペの確保

- (1) 参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。
- (2) 参加者は、競争を制限する目的で、他の参加者と参加意思及び提案内容について、いかなる相談も行ってはならず、独自に企画提案書等を作成しなければならない。
- (3) 参加者は、業務予定者の選定前に、他の参加者に対して企画提案書等を意図的に開示してはならない。
- (4) 参加者が連合し、又は不穏な行動等をなす場合において、企画コンペを公正に執行することができないと認められるときは、当該参加者を企画コンペに参加させず、又は企画コンペの執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

10 その他

- (1) 提出された参加希望書及び企画提案書等は、業務予定者の選定以外の目的で使用しない。
- (2) 企画コンペに関し、事務局から受領又は閲覧した資料等は、事務局の了解なく公表又は使用してはならない。
- (3) 提案内容に含まれる特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、参加者が負う。